

B. 継続保有の推進

緑地の所有者が、緑地として継続して保有することを推進するため、保全優先地区において、特別緑地保全地区、市民緑地、保全緑地のいずれかの緑地保全制度により指定されている緑地の内、一定の要件を満たす所有者に対して支援を行う。

表 6.6.1 継続保有のための支援制度について

継続保有のための支援	対 象	保全優先地区において、次のいずれかに該当するもの ・ 特別緑地保全地区（法）指定の土地所有者 ・ 市民緑地（法）指定の緑地で10年以上の契約を締結する土地所有者 ・ 保全緑地（条例）指定の緑地で10年以上の保全協定※を締結する土地所有者
	支援内容	○ 保全協力金の支給 ○ 不法投棄対策の支援 ・ 啓発 ・ 清掃支援 ・ フェンスの設置等
	※保全協定の締結 （保全緑地のみ）	○ 協定の締結事項 ・ 緑地の区域 ・ 緑地の保全に関する事項 ・ 協定期間 ・ 協定に違反した場合の措置 ○ 協定期間：10年